

対応区分別における緑生苑の対応表(外部の方向けの案内)

更新日:2022年10月12日

▼ステップは愛知県感染拡大予防対策指針を参照。ただし、施設周辺の状況に合わせて、現在の対応区分をステップのステージで看護主任、管理者が指示をする。

対応区分	まん延防止期間 ※事前予約によるLINE面会のみ実施	ステップ1 ※事前予約による面会実施	ステップ2 ※制限付きの面会実施	ステップ3 ※制限緩和して面会実施
【移行条件と考え方】 ※管理者判断でステップ変更をします。	【移行条件】愛知県内でまん延防止期間と指示が出た場合。 【考え方】周辺や医療機関がさらなる危険な状況のため、可能な限り他者との接触を制限する。	【移行条件】愛知県内の状況が項目の内、いずれかがオレンジゾーン、レッドゾーンと判断。その他必要に応じて判断する。 【考え方】周辺や医療機関が危険な状況のため、可能な限り他者との接触を制限する。	【移行条件】愛知県内の状況がグリーンゾーン、イエローゾーンと判断し、管理者が移行判断。 【考え方】周辺や医療機関の状況が比較的落ち着いているため、施設に契約上において関わられる方へ感染予防行動をしてもらい、受け入れ可能。	【移行条件】名古屋市内の状況がグリーンゾーンの状態で3週間経過以降で管理者が移行判断。 【考え方】周辺や医療機関の状況がほぼ落ち着いたため、地域にとってより開かれた施設として、どなたでも感染予防行動をもらった上で受け入れ可能。
【感染予防行動】	・施設へ入苑される場合は、手指消毒、マスク着用の確認、事務所カウンターで検温、受付。事務所横で手洗い、手指消毒を行っていただきます。なお、検温時に発熱があった場合は入苑はできません。また、受付時に注意文に目を通していただき、該当がないことを確認してください。面会后や業者やボランティアの対応ごとに消毒していただく。			
【身元引受人様面会】	・事前予約制でLINE面会のみ実施 ・施設の玄関でLINE登録不要のタブレットで面会していただく方式もしくは、事前に緑生苑のアカウントを登録していただき、LINE面会を実施する方式を選択いただく。 ・看取り、病院受診やムンテラ等の契約上、必要な面会は可能。	・事前予約制で面会実施 ・LINE面会、フィルター越し面会を実施 ・フィルター越し面会は、感染症予防行動を実施し、玄関の色付きカバーのベンチに座れる範囲内の人数とする。 ・看取り、病院受診やムンテラ等の契約上、必要な面会は可能。	・制限付きで面会実施(10-16時の間) ・面会者は2人まで。15分程度。1階喫茶店やエレベーター前などの換気可能なスペースでお会いしていただく。 ・食事や入浴等の時間帯は対応するまでに30分~1時間程度のお時間を要する場合があります。 ・お子さん等、マスク着用継続できない方は不可。赤ちゃん等でどうしても会わせたい場合はフィルター越し面会で調整する。	・制限付きで面会実施(10-16時の間) ・面会者は4人まで。15分目安。1フロア1組までの対応は継続するので、その旨、お伝えする。1階喫茶店やエレベーター前などの換気可能なスペースでお会いしていただく。 ・食事や入浴等の時間帯は対応するまでに30分~1時間程度のお時間を要する場合があります。 ・お子さん等、マスク着用継続できない方は不可。赤ちゃん等でどうしても会わせたい場合はフィルター越し面会で調整する。
【喫茶スペースの利用】	・特養入苑者様は喫茶店の利用は出前のみとする。 ・デイサービスの方の利用制限は設けませんが、一定の距離を置いて、飲んでいただく。 ・面会者やボランティアの方などは利用を中止とします。	・午前はデイ利用者様、午後は特養入苑者様&ショート利用者様で利用時間の区分けを行う。なお、利用できない時間帯は、随時出前対応をする等の柔軟に運用します。 ・面会者やボランティアの方など、利用は中止します。		
【飲食や差し入れ】	・面会者は施設内の飲食は不可。 ・差し入れについては、本人様へ直接渡さず、施設職員へお声掛けの上、受け取りをさせていただきます。 ※差し入れのルールは重要事項説明書に記載している内容は継続。差し入れとして、受け取れる物は限られています。			
【外出】	・病院受診以外、不可。周辺の散歩は職員の付き添いで実施。		・ご家族様付き添いによる周辺の散歩は可能。マスクを着用し、15分程度としていただく。	・ステップ2対応に加えて買い物などの一時的な外出を許可します。マスク着用の上、お出かけいただき、外食はお控えください。
【見学、契約】	・原則、不可。申し込み受け付け等で対応 ・契約者は10分程度なら生活フロアへあがってもらっても構わない。		・感染予防行動に協力いただけるなら10分程度を目安に許可。 ・見学者は名前、連絡先、入苑退苑時間を必ず、確認すること。	
【ボランティア】	理髪のみ、生活送る上で、不可欠なので実施受け入れ		・感染予防行動に協力いただけるところは許可(対策は個別に調整すること) ・歌を歌う等の飛沫が飛びやすい取り組みは不可。	・ステップ2対応に加えて歌を歌う等の対応も可とする。換気が出来る場所で行い、苑から提供する透明シールドを取り付けていただいた上で、実施する。
【カンファレンス】	・6か月に1度、入苑者様の支援方針を定める施設ケアカンファレンスを行っております。 ・電話やLINE通話等の方法で、身元引受人様へ参加をご依頼します。	・6か月に1度、入苑者様の支援方針を定める施設ケアカンファレンスを行っております。 ・ご来苑いただくか、LINE通話等の方法で、身元引受人様へ参加をご依頼します。		
【SS、DS受け入れ】	・利用前に発熱や体調の確認。感染予防行動に協力してもらい、利用可。※名古屋市から休業要請なければ、全面受け入れ中止の判断はしない。			